

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年7月14日

関東地方整備局 東京国道事務所長 石井宏明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

この契約（役務）は、東京国道事務所発注の維持工事において現在活用している「道路パトロール支援サービス（仮称）」の改良作業を行うものである。

「道路パトロール支援サービス（仮称）」とは、スマートフォンおよびドライブレコーダーを利用し、パトロール日誌作成、路面診断、動画共有を行うことが可能な、道路巡回支援システムで、このシステムの改良を行うことで、より効率的な道路巡回、維持管理をはかることを目的とする。

作業の実施にあたっては、「道路パトロール支援サービス（仮称）」のプログラム内容を熟知しているとともに、プログラム改良に関する技術力を有していることが必要である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 R3東京国道事務所管内道路巡回支援システム改良業務
- (2) 業務内容 ①日報作成機能の改良
②動画活用システムの改良
- (3) 履行期間 契約の翌日から令和5年2月28日

3. 業務目的

この契約（役務）は、東京国道事務所発注の維持工事において現在活用している「道路パトロール支援サービス（仮称）」の改良作業を行うものである。

「道路パトロール支援サービス（仮称）」とは、スマートフォンおよびドライブレコーダーを利用し、パトロール日誌作成、路面診断、動画共有を行うことが可能な、道路巡回支援システムで、このシステムの改良を行うことで、より効率的な道路巡回、維持管理をはかることを目的とする。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 04・05・06 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をい

う。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であってiからivまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術力に関する要件

①本システムを現場で実際に使用する状態に準じたテスト環境を、契約締結時点において受注者自ら構築できること。

②システムの改良に必要な機器等を受注者自ら準備できること。

③この改良作業で既存システムに不具合が発生し、プログラム修正等の必要が生じた場合、迅速かつ的確な対応が取れること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立、公平性を保つための規定があり社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社則等において、守秘義務遵守の規定があること。

(5) 実績に関する要件

下記に示される同種又は類似実績について、平成24年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した実績(再委託による業務の実績は含まない。)を1件以上有していること。

- ・同種実績：道路巡回で使用する Web 型の維持管理システム開発又は改良を行った実績
- ・類似実績：土木構造物の維持管理で使用する Web 型の維持管理システム開発又は改良を行った実績（同種は除く）

5. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒102-8340 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 1 6 階
東京国道事務所経理課 電話： 03-3512-9091

②技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒102-8340 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 1 5 階
東京国道事務所管理第二課 電話： 03-3512-9097

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。

交付期間は令和 4 年 7 月 1 4 日から令和 4 年 8 月 4 日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9 時 15 分から 18 時 00 分まで（最終日は 16 時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和 4 年 8 月 4 日（木）16 時 00 分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和 4 年 8 月 2 9 日（月）1 8 時 0 0 分

(4) 令和 04・05・06 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も 5. (3)により参加意

思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。